



# 佐賀県公報

平成17年  
8月1日  
(月曜日)  
第 12637号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 公 告

- 公共測量の実施 (土地対策課) 一
- 都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧 (下水道課) 一
- 公安委員会事項
- 行政不服審査法による公示送達 (告示・三) 一

## ○ 公 告

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐賀市長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成17年 8月1日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 公共測量 (都市計画図作成)
- 2 作業期間 平成17年 5月13日から平成17年 9月20日まで
- 3 作業地域 佐賀郡諸富町及び大和町内

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成17年 8月1日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 都市計画の種類及び名称  
有田都市計画下水道 有田町公共下水道事業

## 2 閲覧場所

佐賀県土づくり本部下水道課

## ○ 公安委員会事項

### ◎佐賀県公安委員会告示第三号

行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) 第四十八条において準用する同法第四十二条第三項の規定に基づき、次のとおり公示送達をする。

平成十七年八月一日

佐賀県公安委員会

委員長 檜 垣 南 治 子

### 一 送達を受けるべき者の住所及び氏名

旧 佐賀県佐賀郡大和町大字梅野千七百番地

現 所在不明

異議申立人 秀島 輝夫

### 二 公示事項

平成十七年五月三十日付をもって提起のあった道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第百三条第一項第五号の規定に基づく運転免許取消処分に係る異議申立てについて、本公安委員会は平成十七年七月六日決定をしたが、当該決定書の謄本は、本公安委員会において保管し、いつでもこれを交付するから異議申立人は本公安委員会に出頭のうえ受領されたい。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年八月一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷

